（準特定地域における許可についての意見聴取に関する協議会への通知）

第十条　法第十四条の四第二項（法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により、国土交通大臣は、準特定地域における許可をしようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該許可の申請書に係る道路運送法施行規則第四条第八項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した書面を添え、当該事案に関する準特定地域計画の実施上の意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2　前項の通知には、準特定地域計画の実施上の意見を提出すべき期限を付すことができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

第十条の次に次の十一条を加える。

（準特定地域における許可についての意見聴取に関する協議会の意見提出）

第十条の二　当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該事案に関する準特定地域計画の実施上の意見書を提出しなければならない。

2　国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、準特定地域計画の実施に支障がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

（法第十五条第一項の国土交通省令で定めるもの）

第十条の三　法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加とする。

（法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更）

第十条の四　法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げる事業計画の変更とする。

一　準特定地域における営業区域の設定

二　準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

（運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知）

第十条の五　法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2　前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

（運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出）

第十条の六　当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

2　国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

（法第十六条第一項の国土交通省令で定める運賃）

第十条の七　法第十六条第一項の国土交通省令で定める運賃は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る基本運賃（これに準ずるものとして国土交通大臣が認める運賃を含む。）を除いた運賃とする。

（法第十六条第一項の国土交通省令で定める日数）

第十条の八　法第十六条第一項の国土交通省令で定める日数は、三十日とする。

（報告の徴収）

第十条の九　法第十六条の二の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、国土交通大臣から、特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十条の十　法第十七条第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2　国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

（検査員証）

第十条の十一　法第十七条第三項の証明書は、別記様式によるものとする。

（法第十七条の二の国土交通省令で定める場合）

第十条の十二　法第十七条の二の国土交通省令で定める場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が、業務に関し他の法令に違反した場合において、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の責めに帰すべき理由がある場合とする。

第十一条第一項中「法に」を「法第五章から第九章までに」に、「権限のうち特定事業計画（共同事業再構築に係る事項が記載されているものを除く。）に係る次に掲げる権限は」を「権限は、次に掲げるものを除き」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第八条の六第一項及び第二項の規定による勧告

二　法第八条の十第一項の規定による勧告

三　法第八条の十第三項（第八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

四　法第八条の十一第一項の規定による命令

五　法第十一条第四項の活性化事業計画（共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。次号において同じ。）の認定

六　法第十一条第五項の活性化事業計画の変更の認定

七　法第十二条第一項の規定による意見陳述

八　法第十二条第三項の規定による連絡

九　法第十四条第一項の規定による認定活性化事業計画（共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。次号及び第十一号において同じ。）に係る勧告

十　法第十四条第二項の規定による認定活性化事業計画の認定の取消し

十一　法第十四条第三項の規定による認定活性化事業計画の変更の指示又は認定の取消し

十二　法第十七条第一項の規定による報告の徴収

十三　法第十七条第二項の規定による立入検査

十四　法第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

十五　法第十八条の二の規定による諮問

十六　法第十八条の三第二項の規定による指示

第十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のうち法第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

3　法第十七条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

第十一条の次に次の八条を加える。

（事案の公示）

第十一条の二　地方運輸局長は、その権限に属する法第十八条の三第一項に規定する事案について調査を開始しようとするときは、あらかじめ、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。